

飲食店の感染防止 対策を支援します！



飲食店が実施する新型コロナウイルス
感染防止対策用品の整備等に要する経費について補助します。

1 補助対象者

県内飲食店を経営する事業者

※飲食店とは、食品衛生法に基づく営業許可証(飲食店又は喫茶店、菓子製造業に限る)を取得している施設で、客に飲食をさせることを目的とした設備を有し、専ら集客を目的とする施設

対象施設(○)と対象外施設(×)の例示

対象施設の例(○)	対象外施設の例(×)
食堂、レストラン、料理店、カフェ、喫茶店、焼き肉屋、居酒屋、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケ店、ゴルフ場・温泉施設等内のレストラン、イートインスペースがある洋菓子店・パン屋 等	デリバリー・テイクアウト専門店、スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース、宿泊施設内にある宿泊施設直営の飲食店、一般客が利用できない学校給食・病院給食・社員食堂 等

※あくまでも例示であり、施設の営業形態等によって対象となるかが異なる場合があります。詳細は県ホームページをご確認ください。

2 補助内容

- 補助対象経費 感染防止対策物品の購入費等
 - 補助率 10/10以内
 - 補助額 1店舗あたり上限10万円

補助対象経費の詳細は裏面に記載しています

3 申請期間

令和3年7月1日(木)から令和3年9月30日(木)まで(当日消印有効)

4 申請書等の入手方法

鹿児島県庁ホームページ

本庁・出先(県庁商工政策課、各地域振興局・支庁総務企画課、支庁事務所総務担当課(係))

5 申請書の提出方法

郵送のみ(簡易書留又はレターパック)

※1事業者が複数店舗経営している場合、まとめて申請を行う必要があります。

(1事業者あたり申請は1回まで)

申請・
問い合わせ
先

鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局

コールセンター:099-201-3241(9:00~17:00/土日祝除く)

住所:〒892-0825 鹿児島市大黒町1-3 プラザ鹿児島ビル3階-1

鹿児島県 飲食店感染防止対策強化支援事業 検索

県庁HP



補助対象経費

飲食店の新型コロナウイルス感染防止対策の強化に要する、次表に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）のうち、令和3年4月1日から令和3年8月31日までに購入し、代金を支払ったもの。

補助対象経費一覧（設置に伴う施工費、運搬費も対象になります。）

分野	対象品目
①消毒費用	消毒液の噴霧装置、次亜塩素酸水生成器、消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上）等※ ¹ ）、足踏み式消毒液スタンド
②マスク費用	マスク、ゴーグル、フェイスシールド
③飛沫対策費用	アクリル板、ビニールカーテン、透明ビニールシート、防護スクリーン、パーティション、カラーコーン、コーンバー、ベルトパーティション
④換気費用	換気扇、サーキュレーター、扇風機、空気清浄機（HEPAフィルターによるろ過式で風量5m ³ /min程度以上）、二酸化炭素濃度センサー、換気用設備一式（網戸、換気窓、排気ダクト等）
⑤その他衛生管理費用	体温計（非接触式）、サーモカメラ、コイントレー、自動券売機

※1.「厚労省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」に掲載されている消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上）、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、次亜塩素酸水、亜塩素酸水）

次の経費は補助対象となりません

中古品、自社内部の取引・個人間の取引・オークションによる購入、自作した物品の材料費、外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手形での支払い、相殺による決済、その他鹿児島県が適当ではないと判断した経費